

協会けんぽ山形支部からの お知らせ

2025年

8
月号

職場内で回覧を
お願いいたします

事業主・加入者のみなさまへ 令和7年度 被扶養者資格再確認のご協力のお願い

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、被扶養者資格の再確認を実施しております。

令和7年度につきましては、被扶養者資格が解除となる可能性の高い対象者を絞って10月中旬から10月下旬にかけて順次「被扶養者状況リスト」をお送りいたします。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけではなく、加入者みなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和7年度の予定

《確認の対象となる方》

以下のいずれかに該当する被扶養者

- ①健康保険の資格が重複している可能性が高い方
- ②同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居している可能性が高い方
- ③令和6年中の課税収入額が130万円（60歳以上は180万円）の金額を超過している方（18歳未満の者や直近で認定された者を除く）

※上記に該当する被扶養者がいない場合は、被扶養者状況リストはお送りいたしません。

《扶養解除となる被扶養者の方がいる場合》

確認の結果、扶養解除となる場合は、被扶養者状況リストと被扶養者異動届を提出します。

扶養解除の迅速化のため、被扶養者異動届は可能な限り電子申請により、日本年金機構へお届けください。

なお、電子申請によるお届けが難しい場合は被扶養者状況リストに同封の被扶養者調書兼異動届を協会けんぽへご提出をお願いいたします。

《送付時期》

令和7年10月中旬から10月下旬（予定）にかけて順次送付いたします。

《提出期限》

令和7年12月12日(金)

《令和6年度の実績》

- 扶養解除者数 約6.3万人
- 高齢者医療制度への負担軽減額（効果額） 約11億円



【お問い合わせ先】 業務グループ 023-629-7225（音声案内1番）



全国健康保険協会 山形支部
協会けんぽ

令和8年度からの健診体系見直しについて

令和8年度から、協会けんぽ（被保険者）の健診体系を一部見直します。新たに人間ドックに対する費用補助を実施する他、生活習慣病予防健診については、従来の付加健診の項目を統合し、「節目健診」とします。また、「一般健診（若年）」及び「骨粗しょう症検診」を新設します。

	20～34歳	35～39歳	40～74歳
新設 人間ドック健診		35歳以上（毎年受診可）	
生活習慣病予防健診			
一般健診		35歳以上（毎年受診可）	
変更 節目健診			40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の方
新設 一般健診（若年）	20歳、25歳、30歳の方		
子宮頸がん検診		20歳以上の偶数年齢の女性	
乳がん検診			40歳以上の偶数年齢の女性
新設 骨粗しょう症検診			40歳以上の偶数年齢の女性
肝炎ウイルス検査		一般健診を受診する方（過去に受けた方は除く）	

協会の補助額・自己負担額や人間ドックの実施機関など、詳細な内容につきましては、**令和8年1月以降**改めてお知らせします。

【お問い合わせ先】 保健グループ 023-629-7225（音声案内2番）

高齢受給者証の負担割合が現在「3割」となっている方へ

**昨年の収入が一定の基準を下回る場合は
一部負担金の割合が「2割」になります**

医療機関における一部負担金の割合が現役並み所得者であるとして「3割」となっている方であっても、令和6年（2024年）中の収入が、以下の基準収入額未満である場合、申請により一部負担金の割合が「3割」から「2割」になります。

70歳以上の被扶養者を有する場合	70歳以上の被扶養者を有しない場合	（被保険者の収入が383万円以上の方のうち） 旧被扶養者を有する場合
（被扶養者の収入と合わせて） 520万円未満	383万円未満	（旧被扶養者の収入と合わせて） 520万円未満

制度の詳細や申請方法はこちら

全国健康保険協会ホーム > 協会けんぽ > 協会けんぽの事業 > 健康保険制度について > 高齢受給者証



【お問い合わせ先】 業務グループ 023-629-7225（音声案内1番）

友だち追加はこちらから



山形支部LINE公式アカウントにて健康情報配信中！